

# 公立保育園民営化についての基本的な考え方について

## 1. 国立市における保育サービスの現状分析について

### (1) 保育園の役割と現状

- 制度、指針、計画など
- 待機児童の状況
- 公立・私立保育園の設立と各園の概要

以上は、第1回保育審議会では基本情報の確認をしました

### ●保育関係施設について

- 各保育関係施設について [資料2](#)

### (2) 公立・私立保育園の保育サービスについて

ここでは、国立市内の保育関係施設がどのような保育サービスを行ってきたか、ソフト・ハードの面から現状分析を行います。

### 視 点

- 「保育所保育指針」に基づく国立市の保育のあり方とスタンダード
- 一時保育、アレルギー児対策、しょうがい児対応などにみる保護者のニーズと保育課題

○市内保育関係施設の保育サービス概要 [資料3](#)

○公立・私立保育園の施設状況 [資料4](#)

## 【参考】保育所保育指針（平成20年3月） 一部抜粋

### 2 保育所の役割

(1) 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

(2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

(3) 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

(4) 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

### 3 保育の原理

#### (1) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

#### (2) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。

ウ 子どもの発達について理解し、一人ひとりの発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。

オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

カ 一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

### ( 3 ) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

## 4 保育所の社会的責任

( 1 ) 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない。

( 2 ) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

( 3 ) 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

## 【参考】保育審議会答申（平成 22 年 3 月） 一部抜粋

### ●国立市の保育のあり方について

当審議会では、子どもの最善の利益を最優先に考えるためには、できる限り「保育の質」の維持・向上を目指すべきであるという基本的な方向性を共有しての議論がなされました。

保育の質とは、それぞれの施設の設置の基準を満たした上で、子どもの豊かな育ちのために、子ども一人ひとりの個性や成長段階に応じた保育・教育が、豊かな人間関係と遊具などの用意される中で行われるように配慮した、安全で安心な安定した環境のことです。そこではとりわけ、専門性を高く保持し、研修に努める保育専門家としての保育者の子どもとの関わりが重要なものとなります。そのためには、保育に携わるすべての大人が最大限に努力し、相互に協力し、築き、蓄積し、守っていくよう努めなければなりません。また、子どもを扱うという特性上、幼稚園・保育園の職員、特に非常勤職員について、安定した雇用待遇となるよう市として配慮するべきであるという意見も出されました。

国立市の保育のあり方として、保育の質を向上することはあっても低下する方向に進んではならないという意見や、限りある財源の中にあるにしてもいかに保育の質を落とさずにサービスを拡充していくか、という議論が、当審議会においても数多く交わされました。

仕事と子育てを両立させたいと考える若い世代は着実に増えており、少子化の流れの中でも保育の需要は増えていくことが予想されます。乳幼児の保育には相当の費用が必要となりますが、誰でも働きながら子どもを育てられる環境を整備することで、若い子育て世帯が国立市で生き生きと暮らすことができるようになると考えられます。次の世代を担う子どもたちが心身ともに豊かに成長していくための環境の整備は社会全体の責任であり、それを支えていくためには、公共ができる限りのバックアップをする必要があります。そして、それはまた、国立市の未来のための投資でもあります。限りある財源の中において、子どもに対する施策を充実させる中で、とりわけ保育事業について、それを優先されるべき事項に位置づけることこそ、国立のあるべき姿と考えます。

### ●保育サービスの拡充について

国立市における新たな保育サービスとして、当審議会では、保育園、一時保育、病児保育、検診等の子どもに関する総合的なサービスが受けられる施設の創設や、家庭保育を行っている世帯の保護者が病気やけがなどで保育ができなくなった場合の緊急的な受け入れができるような一時的な預かり事業の拡充などの提案がありました。

長期的には、保育サービスの拡充の計画にあたっては、子どもの生活リズムや体力的な負担等を考慮しながら検討すべきです。一方、多様な保育需要があるという現状もあるので、適切に保育需要を把握し、市として何を実施し、何を実施しないのかという優先順位をよく検討して計画する必要があります。待機児童の解消や保育サービスの拡充の施策のために、場合によっては、市全体の予算等の枠組みから見直す

必要があるとの意見も出されました。

また、後段で述べるとおり、待機児童の解消のために、公立保育園のあり方そのものについて、保育の拡充のための財源を増やすという観点から検討すべきであるとの意見もありました。ただし当審議会においては、現段階では財政面からの検討やその推進については慎重な意見が多く出されました。

施設の耐震化など子どもの安全面のための補助の拡充や、保育の質を底上げするための行政からの支援については、公立・私立を問わず向上していくべきであるという点においては、各委員とも共通の認識を持つことができました。例えば、市内の幼稚園、保育園とも老朽施設が多い現状を踏まえ、市として老朽化・耐震化対策を早急に図る必要性などです。また認証保育所など認可外の保育園に入園している子どもについては、認可の保育園よりも低い基準の施設に、認可の保育園よりも高い保育料を払って利用している現状があるので、公平性の観点から、認可外の保育園の質の向上のための支援、保護者負担軽減のための補助などを今後検討する余地があるのではないかと意見もありました。

また、保育の質の維持・向上を目指すことは当然に必要ではありますが、保育園を利用する人、しない人、利用したくてもできない人を含め、すべての住民が負担している限りある財源を公平かつ有効に使うため、できるだけ多くの子育て世帯に質の高い保育サービスを提供していくためにはどうすればよいのかという視点を持つことが必要であるとの意見もありました。

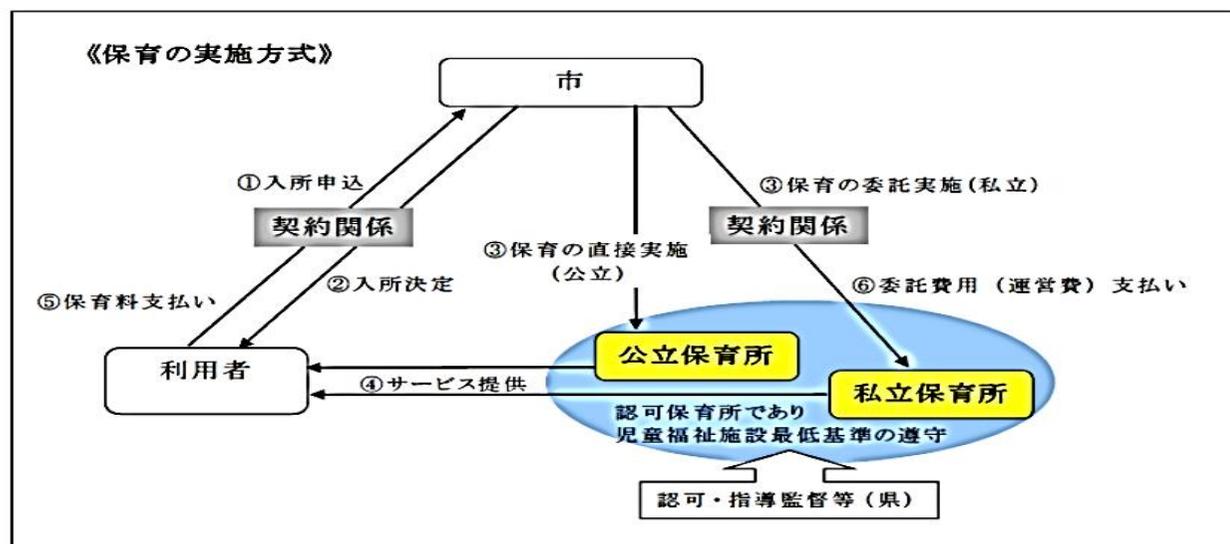
いずれにしても、保育サービス拡充のための施策を策定するにあたっては、まず市行政が幼稚園、認可保育所、認証保育所などの現場における実情（設備状況、職員の状況、保護者のニーズなど）を、より直接的かつ正確に把握することが、大前提としてなされなければなりません。その点で、委員からは、市として現場の状況把握が十分とはいえないのではないかと懸念する意見が出されました。

## 2. 保育園民営化の現状

《保育園の設置根拠》（児童福祉法第35条）

○公立保育園；市町村は、（略）あらかじめ、厚生労働省で定める事項を都道府都知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

○私立保育園；国、都道府都及び市町村以外の者は、（略）都道府都知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。



《保育の実施方法》

市は保育を実施する際に、市立保育園で直接実施するか、民間の私立保育園に委託して実施するかのいずれかの方法により保育サービスを提供する。いずれの場合も、利用者と市との契約関係は変わらない。保育園における民営化とは、「保育の実施」という公共サービスを民間に委託して提供するものである。

## 《民営化とは》

民営化には、「移管」と「委託」があります。

- 移管；公立保育所を廃止し、民間の保育所を新設する。（民設民営）

設置主体、運営主体ともに市から法人に変更となる。土地は貸与、建物は譲渡するケースが多い。

- 委託；公立保育所のまま、運営のみ委託（公設民営）

運営主体のみ市から受託者（指定管理者含む）に変更となる。土地・建物とも市所有のまま



方式	直営（公設公営）	委託（公設民営）	移管（民設民営）
保育所	公立（市立）保育所		民間（私立）保育所
設置主体	国立市		社会福祉法人 (学校法人、NPOなど)
運営主体	国立市	受託者 (指定管理)	法人
施設（土地）	市所有		市所有（貸与）
施設（家屋）	市所有		譲渡
職員	市職員（公務員）	法人職員	
運営費	一般財源（委託料）		保育所運営費（公費負担）

## 【民営化の実績事例】

第1回目審議会において、審議会委員から、他自治体の民営化の成功例や失敗例など中立的な情報を提供してほしいとの声がありました。ここでは、多摩地区における保育園民営化の状況と、民営化の検証報告を行っている自治体事例を取り上げて、民営化した保育園が、その後どのように保育サービスが行われているか検証を行います。

★他自治体の民営化実績 資料5

★区立保育民営化検証結果報告書【概要版】（世田谷区） 資料6